上尾市告示第３３７号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２第１項の規定により、公示送達をする。

令和８年１１月１９日

上尾市長　　畠山　稔

書類を送達する根拠法令：地方税法 第３２９条第１項

送達を受けるべき者の氏名又は名称	課税台帳に記載されている住所	通知書番号	期別
福士　綾太	埼玉県上尾市浅間台	450576	1期
ＬＡＹＳＯＮ　ＪＵＳＴＩＮＥ　ＬＵＭＡＹＡＳ	埼玉県上尾市柏座	424940	1期
小野寺　咲太	埼玉県上尾市浅間台	427175	1期

当該書類は、市長が行政経営部納税課において保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する。なお、本日から起算して７日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。